■e-AMANOとNXの連携項目(年末調整登録／年末調整取得)

① 連携対象項目

No	項目	NX→e-AMANO連携対象	e-AMANO→NX連携対象	備考
1	一般の生命保険料	○	×	e-AMANOの「制度区分」はNXの「保険種別」より判別する。
2	介護医療保険料	○	×	
3	個人年金保険料	○	×	e-AMANOの「制度区分」はNXの「保険種別」より判別する。
4	地震保険料	○	×	e-AMANOの「制度区分」はNXの「保険種別」より判別する。
5	本人控除・一般障害者	×	○	所得税控除項目 手入力OFFの場合に値をセットし、ONの場合はセットしない。
6	本人控除・特別障害者	×	○	所得税控除項目 手入力OFFの場合に値をセットし、ONの場合はセットしない。
7	本人控除・勤労学生	×	○	
8	本人控除・寡婦	×	○	
9	本人控除・ひとり親	×	○	
10	配偶者・氏名	×	○	e-AMANOの「配偶者の姓名(漢字)」の姓と名を全角スペースにて結合する。
11	配偶者・氏名(カナ)	×	○	e-AMANOの「配偶者の姓名(フリガナ)」の姓と名を半角スペースにて結合する。
12	配偶者・生年月日	×	○	
13	配偶者・性別	×	○	
14	配偶者・同居	×	○	
15	配偶者・非居住者	×	○	e-AMANOの「国内、海外のどちらにお住まいですか？」にて「海外」が選択された場合にチェックONを連携する。
16	配偶者・住所	×	○	・e-AMANOの「郵便番号(親番)」欄を、NXの「郵便番号(親番)」欄へ連携する。 ・e-AMANOの「郵便番号(子番)」欄を、NXの「郵便番号(子番)」欄へ連携する。 ・e-AMANOの「住所(都道府県)」欄と「住所(市区町村)」欄を連結し、NXの「住所1」欄へ連携する。 ・e-AMANOの「住所(丁目・番地)」欄と「住所(建物名・部屋番号)」欄を全角スペース、もしくは半角スペース区切りで連結し、NXの「住所2」欄へ連携する。 全角スペースか半角スペースかは、NXの「住所2」欄が登録済みであれば、そのままとなる。 NXの「住所2」欄が空欄であれば、全角スペースとなる。
17	配偶者・源泉控除対象配偶者	×	○	
18	配偶者・控除対象配偶者	×	○	
19	配偶者・障害区分	×	○	
20	合計所得金額見積額	×	○	
21	配偶者給与所得額	×	○	
22	配偶者(特別)控除額	×	○	e-AMANOの「配偶者控除の額」もしくは「配偶者特別控除の額」を連携する。
23	配偶者特別控除	×	○	e-AMANOの「配偶者特別控除の額」に金額が1円以上が出力されている場合、チェックONを連携する。
24	扶養親族・氏名	×	○	e-AMANOの「扶養親族の姓名(漢字)」の姓と名を全角スペースにて結合する。
25	扶養親族・氏名(カナ)	×	○	e-AMANOの「扶養親族の姓名(フリガナ)」の姓と名を半角スペースにて結合する。
26	扶養親族・続柄コード	×	○	
27	扶養親族・生年月日	×	○	
28	扶養親族・性別	×	○	
29	扶養親族・直系尊属	×	○	
30	扶養親族・同居	×	○	
31	扶養親族・非居住者	×	○	e-AMANOの「国内、海外のどちらにお住まいですか？」にて「海外」が選択された場合にチェックONを連携する。
32	扶養親族・住所	×	○	・e-AMANOの「郵便番号(親番)」欄を、NXの「郵便番号(親番)」欄へ連携する。 ・e-AMANOの「郵便番号(子番)」欄を、NXの「郵便番号(子番)」欄へ連携する。 ・e-AMANOの「住所(都道府県)」欄と「住所(市区町村)」欄を連結し、NXの「住所1」欄へ連携する。 ・e-AMANOの「住所(丁目・番地)」欄と「住所(建物名・部屋番号)」欄を全角スペース、もしくは半角スペース区切りで連結し、NXの「住所2」欄へ連携する。 全角スペースか半角スペースかは、NXの「住所2」欄が登録済みであれば、そのままとなる。 NXの「住所2」欄が空欄であれば、全角スペースとなる。
33	扶養親族・障害区分	×	○	
34	申告生命保険(新保険)	×	○	
35	申告生命保険(旧保険)	×	○	
36	申告介護医療保険料	×	○	
37	申告個人年金(新保険)	×	○	
38	申告個人年金(旧保険)	×	○	
39	申告地震保険料	×	○	
40	申告旧長期損害保険料	×	○	
41	地震保険料の控除額	×	○	
42	うち国民年金保険料	×	○	
43	申告社会保険料控除額	×	○	
44	小規模企業掛金控除額	×	○	
45	基礎控除対象	×	○	e-AMANOの「基礎控除」の額が1以上の場合、チェックONを連携する。
46	所得金額調整控除対象	×	○	e-AMANOの本人の給与所得の収入金額が850万円超～2000万円かつ以下いずれかの条件に該当する場合にチェックONを連携する。 ・本人が特別障害者 ・同一生計配偶者が特別障害者 ・扶養親族が特別障害者 ・扶養親族が年齢23歳未満（2022年度の場合、2000/01/02以降生まれ）
47	住宅借入金等特別控除額	×	○	
48	住宅借入金等特別控除適用数	×	○	「増改築等に係る借入金等の年末残高」が空欄または0 であれば「1」、1 以上の値が入っていれば「2」を連携
49	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日（1回目）	×	○	（1回目）はe-AMANO側では「新築または購入した家屋」
50	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	×	○	〃
51	住宅借入金等の年末残高（1回目）	×	○	〃
52	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日（2回目）	×	○	（2回目）はe-AMANO側では「増改築等をした部分」
53	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	×	○	〃
54	住宅借入金等の年末残高（2回目）	×	○	〃

※ 「新築または購入した家屋」が空欄の場合、「増改築等をした部分」の住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日、住宅借入金等特別控除区分、住宅借入金等の年末残高は(1回目)に登録されます。

※ 家を購入後の控除を受けている最中に増改築をして、再度控除を受けた場合のみ、年末残高の増改築分は2回目に登録されます。

※ 家を購入し控除期間が終わった後に、増築した場合は1回目に登録されます。

※ 以下パターンは対応しておりません

(A) 1回目の控除が増改築で2回目が新築というケース

(B) 1回目も2回目も新築であるというケース

(C) 1回目も2回目も増改築であるというケース

※ TimePro-NXの人事マスター保守内の[給与]タブ→[税区分]で表示される画面にある[所得税控除項目手入力]は、必ずチェックOFFとしてください。

チェックOFFですと、e-AMANO→NX連携時に[控除項目]タブの内容がe-AMANOの情報で更新されません。

② 各システムの該当箇所

e-AMANO側のデータ表示位置

TimePro-NX側のデータ表示位置

赤色枠は双方向で連携する項目

黄色枠は連携対象外の項目（理由は、未対応、NX側に対応する項目が無い、他の連携処理で連携する為、内部処理用なので連携不要など）

緑色枠は双方向ではなく片方向のみ連携する項目

(1) 年末調整申請

■21.生命保険料控除申告入力（一般の生命保険料）

■[給与]→[年末調整申告処理]→[年末調整データ修正]の保険料控除

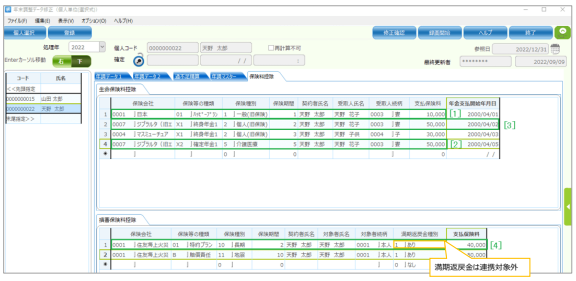

■21.生命保険料控除申告入力（介護医療保険料）

■21.生命保険料控除申告入力（個人年金保険料）

■22.地震保険料控除申告入力

■5.従業員/障害情報入力

■6.勤労学生

■8.ひとり親・寡婦確認(寡婦控除)

■8.ひとり親・寡婦確認(ひとり親控除)

■[給与]→[年末調整申告処理]→[年末調整データ修正]の年調マスター

■10.配偶者/基本情報入力

■11.配偶者/税法扶養情報入力

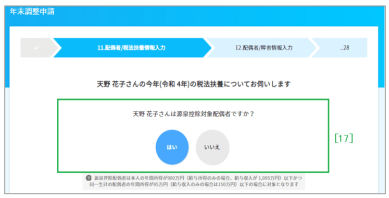

■12.配偶者/障害情報入力

■13.配偶者控除申請有無確認

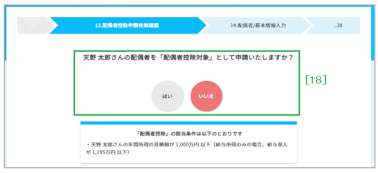

■[給与]→[年末調整申告処理]→[年末調整データ修正]の年調マスター

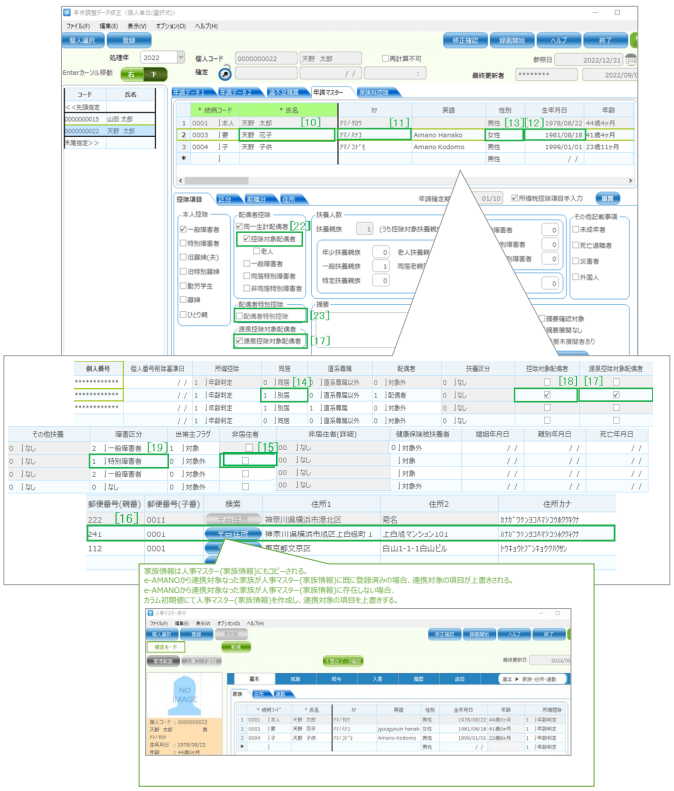

家族情報は人事マスター(家族情報)にもコピーされる。
e-AMANOから連携対象なった家族が人事マスター(家族情報)に既に登録済みの場合、連携対象の項目が上書きされる。
e-AMANOから連携対象なった家族が人事マスター(家族情報)に存在しない場合、
カラム初期値にて人事マスター(家族情報)を作成し、連携対象の項目を上書きする。

■15.配偶者控除判定

■17.親族/基本情報入力

■[給与]→[年末調整申告処理]→[年末調整データ修正]の年調マスター

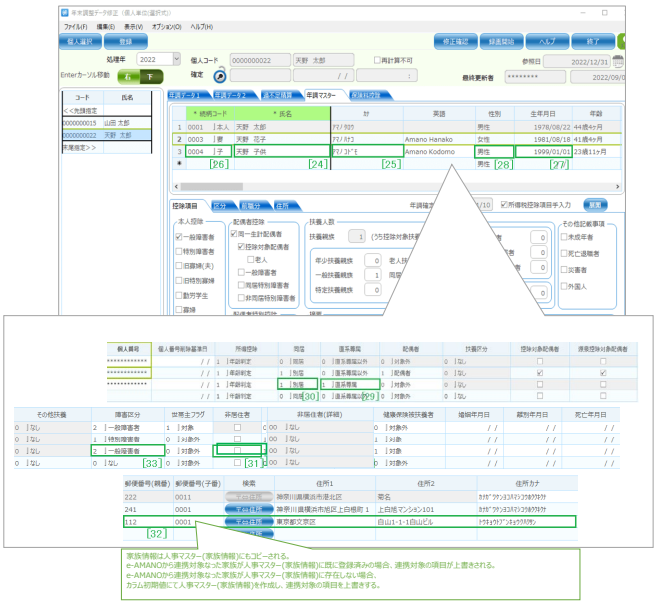

■19.親族/障害情報入力

■21.生命保険料控除申告入力(一般の生命保険料)

■21.生命保険料控除申告入力(介護医療保険料)

■21.生命保険料控除申告入力(個人年金保険料)

■22.地震保険料控除申告入力

■[給与]→[年末調整申告処理]→[年末調整データ修正](年調マスター)→(区分)

■[給与]→[年末調整申告処理]→[年末調整データ修正]の年調データ1

■[給与]→[年末調整申告処理]→[年末調整データ修正]の年調データ2

■23.社会保険料控除申告入力

■24.小規模企業共済等掛金控除申告入力

■26.住宅ローン控除申告入力（平成30年・令和1年以降 フォーマット）

■[給与]→[年末調整申告処理]→[年末調整データ修正]の年調データ2

■[給与]→[年末調整処理]→[給与支払報告書データ保守]

控除額計算

以下は、入力した値を基に算出しています

項目	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	現金等
(1) 新築、購入及び特定増改築等に係る住宅借入等の年末残高:	1,000,000 円	0 円	0 円	1,000,000 円
(2) 内の政府貸金による借入金の額:	0 円	0 円	0 円	0 円
(3) 住宅借入金等の年末残高:	1,000,000 円	0 円	0 円	1,000,000 円
(4) の適用税率:	0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %
(5) 三大証明書等の取得対象の新耐震住宅借入等の年末残高のいずれか少ない方の金額:	1,000,000 円	0 円	0 円	1,000,000 円
(6) の比例割合:	100.00 %	100.00 %	100.00 %	100.00 %
(7) の比例割合:	1,000,000 円	0 円	0 円	1,000,000 円

令和4年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 を見ながら入力してください。詳細はこちら

「1.の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」を入力してください

「2.の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額（最適解）」を入力してください

居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高 ※本項目は平均法にて繰り作成しない以外控除対象となります	[51] 1,000,000 円	居住用部分の現金等に係る借入金等の年末残高 ※本項目は平均法にて繰り作成しない以外控除対象となります	[54] 1,000,000 円
「住宅借入金等の年末残高等」	2,000,000 円	「1.の住宅借入金等の年末残高等（最適解）」 ※控除額の上限の金額を入力してください 例：（最適 4,000,000円）	必須 40000000 万円
「1.の当期年間分最適」	0 円	「特定増改築等の費用の額」	0 円
「特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等」	0 円	「2.の特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等（最適解）」 ※控除額の上限の金額を入力してください 例：（最適 10000万円）	10000000 万円
「特定増改築等住宅借入金等特別控除額」	[47] 23,000 円	「1.の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」 ※控除額の上限の金額を特別に記載の時のみ入力してください 例：（1.0 = 1%）	必須 1.00 %
「2.の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額（最適解）」 ※控除額の上限の金額を入力してください 例：（最適 400,000円）			必須 400000 円
住宅借入金等特別控除適用数			[46] 2
家屋(現金等)及び土地の区分が異なる場合の区分毎控除分の計算式の表示			

※ ここは入力項目ではありません。機械的なケースの際に計算式を参考掲載して表示しています

■26.住宅ローン控除申告入力（平成29年以前 フォーマット）

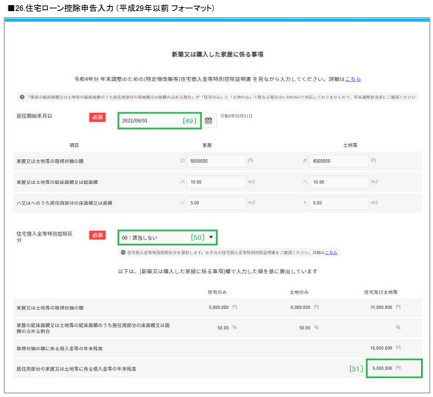

新築又は購入した家屋に係る事項

令和4年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書 を見ながら入力してください。詳細はこちら

「家屋の敷地部分は土地等の敷地部分の面積」が「住宅のみ」と「土地のみ」で異なる場合は AMANO で対応しておりませんので、年末調整担当者にご確認ください

居住開始年月日 必須 2022/09/01 [49] 令和年月日形式

項目	家屋	土地等
家屋又は土地等の取得対価の額	ロ 5000000 円	ホ 4000000 円
家屋又は土地等の敷地面積又は総面積	ハ 10.00 m2	ヘ 10.00 m2
ハ又はヘのうち居住用部分の床面積又は面積	ニ 5.00 m2	ト 5.00 m2

住宅借入金等特別控除区分 必須 00：適用しない [50]

住宅借入金等特別控除区分を選択します。お手元の住宅借入金等特別控除証明書をご確認ください。詳細はこちら

以下は、[新築又は購入した家屋に係る事項]欄で入力した値を基に算出しています

	住宅のみ	土地のみ	住宅及び土地等
家屋又は土地等の取得対価の額	5,000,000 円	6,000,000 円	11,000,000 円
家屋の敷地面積又は土地等の敷地面積のうち居住用部分の床面積又は面積のあめる割合	50.00 %	50.00 %	%
取得対価の額に係る借入金等の年末残高			10,000,000 円
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高			[51] 5,000,000 円

増改築した部分に係る事項

令和4年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書 を見ながら入力してください。詳細はこちら

居住開始年月日 必須 2022/09/01 [52] 令和年月日形式

増改築等の費用の額	リ 8000000	円
リのうち居住用部分の費用の額	ヌ 6000000	円
特定増改築等の費用の額	ル 0	円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	ヲ 0	円

住宅借入金等特別控除区分 必須 00：適用しない [53]

住宅借入金等特別控除区分を選択します。お手元の住宅借入金等特別控除証明書をご確認ください。詳細はこちら

以下は、[増改築した部分に係る事項]欄で入力した値を基に算出しています

増改築等の費用の額	8,000,000 円	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額のめる割合	75.00 %
増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高	8,000,000 円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高 [54]	6,000,000 円

控除額計算

令和4年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 を見ながら入力してください。詳細はこちら

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書、及び申告書を参考に、以下の項目を必ず入力してください。
・(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用の有無
・(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用の限度額と借入金等の年末残高の限度額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高の限度額 ※控除額の上限の金額を入力してください 例：（最適 4,000万円）	必須 40000000 円	特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高の限度額 ※控除額の上限の金額を入力してください 例：（最適 100万円）	必須 0 円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算率 ※控除額の上限の金額を特別に記載の時のみ入力してください 例：（1.0 = 1%）	必須 1.00 %	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の限度額	480,000 円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高	12,428,572 円	特定増改築等の費用の額	0 円
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高	0 円	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 [47]	124,286 円
住宅借入金等特別控除適用数		[48]	2
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高の計算式の表示	(10000000 × (5000000 ÷ 14000000) × 0.7) ＋ (10000000 × (5000000 ÷ 14000000) × 0.5) = 6428572		

※ ここは入力項目ではありません。機械的なケースの際に計算式を参考掲載して表示しています

■[給与]→[年末調整処理]→[給与支払報告書発行(罫線付き)]

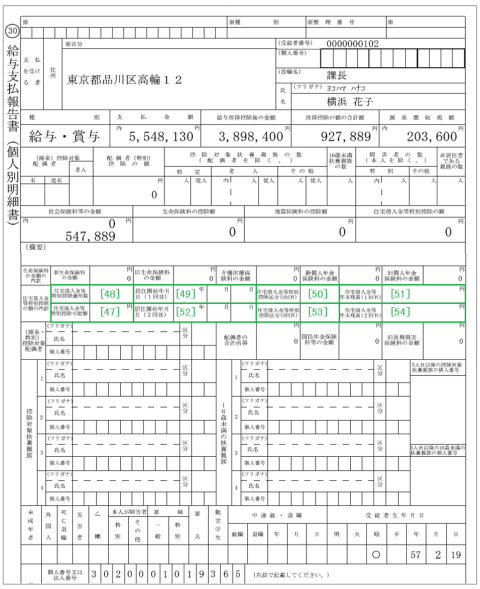

30 給与支払報告書（個人別明細書）

市	郡	整理番号	市
提出先	東京都品川区高輪１２	(受給者番号)	0000000102
		(個人番号)	
		(役職名)	課長
		氏名 (フリガナ)	ヨコハマ ハナコ 横浜 花子

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	円 5,548,130	円 3,898,400	円 927,889	円 203,600

(源泉)控除対象配偶者	老人	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。) 特定	老人	その他	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。) 特別	その他	非居住者である親族の数
有 現在		円 0	人	内 1 人	内 1 人	人	内 1 人	人	人

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
円 0 547,889	円 0	円 0	円 0

(摘要)

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額 円 0	旧生命保険料の金額 円 0	介護医療保険料の金額 円 0	新個人年金保険料の金額 円 0	旧個人年金保険料の金額 円 0		
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用数 [48]	居住開始年月日（1月目） [49] 年 月 日	居住開始年月日（2回目） [52] 年 月 日	住宅借入金等特別控除限度額 [50]	住宅借入金等年末残高（1回目） [51] 円	住宅借入金等年末残高（2回目） [54] 円	住宅借入金等特別控除区分（1回目） [53]
(摘要)障害者控除の対象配偶者	フリガナ 氏名 区分 個人番号			配偶者の合計所得 円 0	国民年金保険料等の金額 円 0	旧長期損害保険料の金額 円 0	

控除対象扶養親族

	フリガナ 氏名	区分	個人番号	16歳未満の扶養親族	フリガナ 氏名	区分	個人番号	障害者
1				1				区分
2				2				区分
3				3				区分
4				4				区分

未成年者	外国人	死亡退職者	乙欄	本人が障害者 特別	寡婦 その他	寡婦 一般	寡夫	勤労学生	中途就・退職 就職	退職	受給者生年月日 年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
																○		57	2	19

個人番号又は法人番号 3 0 2 0 0 0 1 0 1 9 3 6 5 （右詰で記載してください。）